

財務部



沖縄県ヤミ金融被害防止対策会議

深刻な社会問題となつてゐるヤミ金融問題に対処するため、第一部改正法・平成十六年一月一日全面施行（貸金業規制法及び出資法の一部改正法・平成十六年一月一日全面施行）が成立しました。

これをうけて、被害者・苦情者等のための相談体制の整備・拡充とともに関係機関・団体が連携し、ヤミ金融に係る情報の共有化と被害の防止等を図ることを目的として、沖縄県、当局、県警察本部及び関係団体等の十三団体から構成される「第一回沖縄県ヤミ金融被害防止対策会議」が平成十五年十二月十六日に開催されました。

同会議では、貸金業における無登録営業、異常な高金利による貸付け、悪質な取立て等の違法行為に係る▽被害防止対策▽苦情相談への対応▽情報交換▽県民の啓発▽関係機関・団体の連携にかかる事項について協議、検討します。

第一回会議では、各関係機関・団体のヤミ金融被害防止対策の取組み状況について報告がありまし

関係機関・団体の所掌する業務の中で得た情報の共有化及び連携を強化し、迅速な対応をとつていくこととしています。

ヤミ金融とは？

貸金業を営む場合、貸金業規制法に基づき、国（財務局）か都道府県の登録を受けなければなりません。それにもかかわらず

無登録で貸金業を営む業者は、ヤミ金融業者と呼ばれています。また、最近では、登録業者を含め、法律に違反するような高金利で貸付けを行つたり、悪質な取立てを行つたりする業者もヤミ金融業者と呼ばれています。



ヤミ金融の被害にあわないために

一、登録業者かどうか確認します

二、出資法違反の高金利でないか確認します

出資法に定められている上限金利（年二十十九・二%）を超える貸付は、出資法違反となり罰則の対象となります。

三、その他の注意事項

取立てにおける脅しや出資法違反の高金利貸付けの被害などについては、まずは身近の消費生活センター、弁護士会又は県貸金業協会の苦情・相談窓口に連絡ください。

①トラブルとなつた時の証拠となるため、借り入れの際には契約書を必ず受け取り、保管します。契約書を渡さないような業者からは、借りてはいけません。

②契約書に署名・捺印する前に、金利などの契約内容をよく読ん

で、不明な内容がある場合にはしつかりと説明を求め、納得できない場合やおかしいと感じた時には、断りましょう。

③住所、電話番号、銀行の口座番号などの個人情報の取扱いは慎重にしましょう。

四、自己管理の徹底を

近年、安易な借入れによる多重債務者が増加していると言われています。お金を借りるときは、返済可能な範囲で借りることが重要です。

お問い合わせ先

○ 金融庁・検索システムアドレス
http://clearing.fsa.go.jp/kashikin/index.php

○ 金融庁・検索システムアドレス
http://clearing.fsa.go.jp/kashikin/index.php

○ 沖縄総合事務局財務部金融監督課
(○九八一八六二一一九四四)

第一回沖縄県ヤミ金融被害防止対策会議の開催について